

# 火花

第 10 号

1982, 2

- ◎刑法改「正」（保安処分）案の今春国会上程阻止闘争  
にたち、「障害者」解放運動との結合をかちとろう！ 1
- ◎『労働情報』グループは、労働者を  
どこへつれていこうとしているのか？ 7
- ◎権力分析 No. 3  
——「リムパック82」にいどむ自衛隊の現況—— 15
- ◎政治日誌（1981年12月15日～1982年1月14日） 19

火 花

第 10 号 1982, 2.

火花編集委員会

## 刑法改「正」(保安処分)案の今春国会日程阻止闘争 にたち「障害者」解放運動との結合をかちとろう!

保安処分の新設をもちこんだ刑法改「正」案の今春国会日程がほぼ確実になってきている。

これにたいする反対運動は昨年十一月十六日の「刑法改悪—保安処分阻止全国総決起集会」(東京)をはじめとして、全国各地で大きなうねりを形成しつつある。

しかし、ブルジョアジーと自民党政府はこの策動を、マスメディアを利用してますます強化している。

まちがいなく情況は緊迫の度をましている。とりのそぎ、この問題についてのわれわれの態度をあきらかにする。

「国際障害者年」であった昨年、ブルジョアマスコミはこぞって

「障害者」問題をとりあげた。すなわち、「障害者」の福祉の貧困があげられ、オノレの「障害」をのりこえる「障害者」の生きざまが感動的にレポートされ、あるいはまた、「障害」を持つ子と持た

ない子とがともに学びあう教育の大切さが説かれるなど……といった具合である。

そして、全国津々浦々では、「障害者」を迎え入れる街づくりが声高にさげられ、「障害者」の社会参加を推奨する議論が活発におこなわれている。

また、公共施設におけるトイレの改造やスロープ、エレベーターの設置等、種々の福祉政策がとりくまれていく。

しかしだまされてはいけぬ。その背後ではまったく別の事態が進行している。

八〇年八月の「バス放火事件」や、いわゆる「通り魔殺傷事件」などを口実としてすすめられている刑法改「正」(保安処分新設)の策動がそれである。

「奥野法相は十九日の閣議で、十七日に東京江東区で起きた通り魔殺傷事件について、この種の犯罪防止の立場から当面の問題点を説明して関係各省市の協力を求め、そのなかでとくに「特別な治療処分制度(保安処分制度)」新設の必要性を強調した」(八一・六・十九「毎日新聞」)

その後も、奥野は保安処分について、これを「放火・殺人」等の重犯罪にかぎってよいとか、「医療刑事処分」の名称に変えてもよいとかいった形で、「障害者」差別を利用して、その成立の必要性を提起している。

いったい彼らの狙いはどこにあるのか?

一九六一年に公表された「改正刑法準備草案」は保安処分をこう定義している。

「一般に刑法にいう保安処分とは、犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性が予想される場合、これに対して、社会の安全を保持する目的、または危険性のある者を改善する目的をもってなされる国家的処置を指称する」

ここでいう「反社会的行為」とはなにか? また、「危険性のある者」とはだれのことか?

この解答は、ここで前提とされている「社会」「国家」の階級的性格を考えればおのずとあきらかである。

すなわち、へ資本主義社会—ブルジョア国家(帝国主義国家)の「安全を保持する目的」で、階級闘争等の反社会的行為とその担い手である活動家・革命家をはじめとして「危険性のある者」を日常生活や労働現場からはやめに排除・隔離する「国家的処置」なのである。

この階級的意図は、刑法改「正」作業全体をつらぬいている。

これまでの刑法改「正」作業で争点となったのは、①企業秘密漏出、②外国元首侮辱罪、③騒動予備罪、多衆不解散罪、④準恐喝罪等である(これは日弁連が、「護憲と民主主義国家の防衛」を反対意見の中軸にすすべていることにも規定されているのだが)。

しかも、これは個別的には、すでに、火炎ビン法案、ハイジャック法案、成田治安立法として先行的に成立している。

これらは解説するまでもない。

ブルジョアジーと自民党政府は、政治的事件（思想犯）への重罪化を軸に社会生活のあらゆる側面にたいして、刑罰による統制を強めることによって（しかも予防弾圧として）しか、その支配を維持できなくなっているのである。

これこそ、広範な反対運動をおさえつけて、刑法改正（保安処分新設）を強行せんとする根拠にほかならない。

そして、ここで「障害者」差別が徹底して利用されているのである。

#### IV

たとえばこうである。

八一年五月に、社会党奈良県本部、奈良県地方労働組合評議会、部落解放同盟奈良県連合会が連名で、県知事・県警本部長にたいして送った申入書には、つぎのような一節がある。

「五月二四日、平城京跡でおこなわれようとしている『全国植樹祭』に天皇ご夫妻が出席されるがための準備が早くからなされていきます。一昨年の来県の際も度をすぎた警備が問題になっただばかりか、来県のためかと思われる道路整備等がおこなわれ、大いに疑問視されたところでもあります。ところが、このたびは言わば『公式』なものであり、行動範囲も広くその準備がより早くも疑問が出されております。市町村をして『障害者』のリストアップをさせたり、人物を特定して情報を収集（尾行、張込み、聞込み等）引用者）したりする警察の行動は許される

の増加にもなり多額の財政負担になること、差別・選別の現公教育制度そのものに動揺をきたすこと、にある。

これは、ブルジョアジーの「福祉政策」が、みせかけだけのものであるということをしめしている。「障害者」の根本的な要求は、資本主義社会とブルジョアジーの支配のもとでは実現されないのである。

#### VI

そもそも「障害者」解放運動が、養護学校義務化に反対し、「統合教育」（「障害」を持つ子と持たない子がいっしょの教室で学習をすすめる教育形態）を要求するのはなぜか？

それは、「養護学校義務化」が、「障害者」差別を助長し、拡大し、労働者階級・人民の分断をはかるものだからである。そして、ほかでもなく、「障害者」解放にとって「統合教育」の方が有利なのである。

すなわち、「障害」を持つ子と持たない子とが、学習やあそび等、生活上のおおくの時間を共有することをおして、今日の社会にひるく深く存在している「障害者」にたいするいわれなき偏見や差別意識にとらわれない子供を育てること、「障害者」差別に反対してよく主体を形成する等の願いが、「統合教育」の要求には託されているのである。

であれば、「差別と分断」を支配の論理としているブルジョアジーが、この要求を自己のインシヤチブでとりあげることができないのも当然といえる。

ものではありません」

もとより、こうした事態は例外ではない。

一九七二年（伊勢神宮参拝）、一九七五年（沖縄海洋博）、一九七九年（愛知植樹祭）、一九八一年（びわこ国体）等で、「障害者」のリストアップ、活動家の徹底マークがなされている。

これらは、「障害者」差別を利用して、日常的に予防弾圧の網の目をひろげる保安処分の先取りにほかならない。

しかも今、刑法改正をめぐる日弁連への対応（取り込み）の中で、法務省は、「保安処分さえとおしてくるなら多少譲歩してもよす」とさえ言いはじめている。

#### V

ところで、八一年十月二三日付『毎日新聞』はこんな記事をのせている。

「文部省特殊教育課は審議の過程で四項目からなる『統合教育の問題点』の文書を提出。①重度障害児は一般の教育過程に適応が困難、②教員および一般児の負担が増える（善意の手助けのみをあてにできない）、③学校施設の改善、スクールバスの整備のほか介助職員などの配置が必要となる——などの問題点をあげ、統合教育を実施しようとするれば『現行の特殊教育制度、ひいては学校教育制度全体の根幹に触れる大問題となる』として、消極的な考え方を明確にした」

ブルジョアジーと文部省は、なぜ「統合教育」に消極的なのか？この記事から判断するかぎり、その理由は、設備の改善や教職員

#### VII

いったい、資本主義社会において、「健全者」との関係でみた場合の「障害者」の地位はどうなっているものであろうか？

資本主義の発展は一部「障害者」の社会的生産過程への参加の道を開いた。これはほかでもなく、機械制大工業の発展が、性や年齢に区別をなくし、また「障害者」の一部（種類や程度に応じて）をも資本の生産過程に包摂したこと。したがって、また、プロレタリア「家族」の事実上の解体を意味する。

しかし、同時に資本の蓄積過程は、ひとにぎりの資本家に富を集中する一方、労働者階級の地位を絶対的・相対的に悪化さす。そして、労災、職業病、また、医療被害、薬害、環境破壊等によって、労働者の健康破壊をひきおこし、「障害者」を増大させている。

今日、「障害者」は、現役労働者軍・産業予備軍の最底辺におとしこめられ、耐えがたい社会的悲惨を強いられると同時に、放縦、虐待、隔離、抹殺の対象として、生存そのものが危機にさらされている。そして、賃金奴隷制度を基底とするこの「差別構造」のうえに、ヒエラルキー的なブルジョア社会が存在している。

このような現実からいって、「障害者」解放運動における重要な要求は、資本主義を前提とするかぎり実現されない。すくなくとも、ブルジョアジーのインシヤチブや、「連合政府」のもとでの要求実現は、かかる支配体制を前提とするがゆえに、つねに一面的であり、欺まんである。

#### VIII

プロレタリアートが、「障害者」解放運動をとりあげるにあつての綱領上の原則は、「健全者」と「障害者」を区別することである。「健全者」のプロレタリアートは、「障害者」の告発を謙虚に受けとめねばならない。

「健全者の人たちは、自分たちが労働をしている中で不断に障害者を差別するようなくみを容認してみたり、それから現実的に、たとえば職業病の人なんかは『半人前だ』といわれたり、そういうふうなかつこうになつて企業そのものがそういう日常的な差別の問題を、いわば培養しているようなものですね。そこらへんを一切とらえかえさない労働運動っていうのは、障害者を労働運動の中からも排除してしまひゃないかという気が非常にしたんです」(高杉晋吾『障害者解放と労働運動』社会評論社P一三八)

「私たちの組織(脳性マヒ者の組織「青い芝の会」—引用者)の中で、やっぱり労働者と一緒にやっていくということは本当は必要なんだけれども、いまのような指導者のいき方からいくと、結局は自分たちの賃金アップ、あるいは雇用問題としての安全弁に使われる……」(同前P一三五)

この告発からもあきらかのように、経済主義・本工組合主義の労働運動では、また、「生活防衛↓企業防衛↓国防衛↓侵略・反革命」路線に包摂されていかざるをえない「連合政府路線」(日本共産党)では、「障害者」解放運動と正しく結合しえない。

そうではなく、「健全者」のプロレタリアートは、「障害者」の要求を支持し、ブルジョアジーの「障害者」差別の助長・拡大と断固として闘争すること、そして同時に、「健全者」労働者の差別的

偏見・差別意識を一掃するための思想闘争と教育活動を推進すること、これを条件とすることによつてはじめて正しく結合できるのである。これを、一部の新左翼の党派のように、「自己批判運動」や「XXの怒りに立脚する」といったことでことたりたとするのは、理論上は空文句であり、実践上は自然発生性への拜腕である。

一方、「障害者」の共産主義者は、「労働権」「生活権」「教育権」といった「障害者」の民主主義的要求がブルジョアジーによつて欺まんにとりあげられていることに特別の注意をうながし、その要求を真に全面的にとりあげることができるとは、資本主義の打倒(プロレタリアート独裁)によつてだけであることを強力に宣伝、扇動しなければならぬ。そこにおいて、プロレタリアートの階級闘争との結合を、思想的・理論的だけでなく、実践的・組織的に追求することがとくに重要である。

これ以外にプロレタリアートの階級闘争と「障害者」解放運動を正しく結合していく道はない。

## IX

すでにみてきたように、刑法改「正」をめぐる情況は緊迫の度をましている。

ブルジョアジーと自民党政府は、保安処分を突破口として、刑法改「正」(全面的な治安立法化)を狙っている。

われわれは全力をあげて、刑法改「正」(保安処分新設)の今春国会上程を阻止しなければならぬ。

そして、プロレタリアートの階級闘争の条件を防衛・強化すると

ともに、「障害者」解放運動との結合を強めねばならない。



「労働情報」グループは、労働者をどこへつれていこうとしているのか？

「労働情報」グループは、八〇年に「提言—われわれの組合をめざせ」を公表して以降、一定のひろがりをもった論争を組織してきた。すなわち、「総評強化か闘う統一労組懇か」「政党と組合の關係」「いかなる政治基準で結集するか」といった議論がそれである。

これは、八一年六月の労働統一推進会による「民間先行による労働戦線統一の基本構想」発表を契機とする労働統一をめぐる攻防（おもに総評内での）で、たしかに一つの「潮流」（彼らによれば「第四の流れ」ということになる）をうみだすのに役立ったようである。

そして今、彼らはこの「潮流」の方向として、「労働情報」「季刊労働運動」誌上で「労働者綱領」の作成を提起するに至っている。

いったい、彼らは労働者をどこへつれていこうとしているのであろうか？

I

この間の彼らの主張をみると、単に、経済闘争の枠に限定して意見をだしているわけではない。そこでは、プロレタリアートの階級闘争の終局目標をも射程においた提起がなされている。

しかも（したがって当然といふべきか）、マルクス以来の共産主義運動さえ対象化する議論をおこなっているのである。

このこと自体はまったく正しい。しかし、であればこそ、厳密さが要求される。

「第六回全国労働者討論集会基調（案）」はこう述べている。

「労働運動は、階級解放の大事業であるがゆえに、すぐれて全体性をもつ。マルクスらしい、(一)賃金、労働条件の維持・改善をはじめ、(二)賃金奴隷制の廃止をめざすあらゆる政治、経済、社会、文化、思想闘争が階級闘争の一環として追求され……」

（「労働情報」一〇八／一〇九号P三七）

これはいつけん、なんの誤りもふくんでなさそうである。しかし、注意深くみると、彼らのマルクスにたいする無理解をしめしている。いったい「階級解放」とはなんのことか？ マルクスは「資本主義」批判をおして、「労働者階級の経済的解放」による「階級の廃絶」を提起したのであって、「階級」一般の「解放」を提起したわけではない。

なぜ、「賃金、労働条件の維持・改善をはじめ」が「賃金奴隷制の廃止をめざす」闘いとして、アブリアリにいえるのか？ マルクスに忠実であろうとするなら、そのような闘い自体では（つまり、共産主義との結合なしには）けっして「賃金奴隷制の廃止をめざす」

闘いになりえないことこそふまえられねばならない。

さて、こうした批判は揚げ足取りにすぎないであろうか？

彼らはすこしばかり、文書表現を誤っただけであろうか？ 否である。

「労働情報」一一〇号では、「総評労働運動の何を守り、何を継承・発展させるのか」として、つぎのように主張している。

「①資本主義の搾取抑圧の源泉、職場・生産点における階級闘争と階級形成であり、②地域と産別における下からの階級的組織的展開であり、③生産点を中心あらゆる差別を許さない階級・民族をつらぬく平等の思想・理念……」（P一八）

これは、彼らの本音を顕著に露呈するものである。

そもそも、「資本主義の搾取抑圧の源泉」を「職場・生産点」に求めること自体が正しくない。

「資本主義の搾取抑圧」は、賃労働の資本への隷属を根拠としている。この隷属は、流通過程、生産過程をつらぬく資本の自己増殖運動の前提であり、また、結果（拡大されたの）である。たとえば、資本家と労働者との売買関係は、再生産過程でみれば、「流通過程に属する仮象」であることがわかる。

すなわち、「資本主義の搾取抑圧の源泉」は単に「職場・生産点」にあるのではなく、流通過程、生産過程をつらぬく「賃労働の資本への隷属」にあるのである。そして、「資本主義の搾取抑圧」とは、その結果にほかならない。

彼らが「守り」「継承・発展」させようとしているそれは、「職場・生産点」という狭い領域で、資本の運動の結果にすぎない「資本主義の搾取抑圧」への「告発」を表現したものにすぎない。

では、このような誤り（無原則性）は、実際の「政治路線」ではどうなっているであろうか？  
つきにこれが検討されなければならない。

「第六回全国労働者討論集会基調（案）」の「われわれの思想と路線」の項が、彼らのこの点での質をしめすものである。

そこでは、あらゆる諸課題がとりあげられている。  
曰く「反合・反行政改革闘争」「反安保・反核・改憲阻止」「アジア人民との国際連帯」……。

しかし、その内容は、帝国主義ブルジョアジーの策動との関係で、これこれの課題があると提起しているだけのことにはすぎない。

なるほど、たとえ羅列的な形式になったとしても、あらゆる政治課題をとりあげることが、労働者大衆の政治的教育・訓練の点からいって必要なことは疑う余地がない。

問題はそれと自体にあるのではない。  
点検されなければならないのは、種々の課題をとりあげて闘うにあつたの「思想と路線」の中味である。

これにたいし、「反帝・反独占の階級的労働運動」（『労働情報』一〇八／一〇九号P一七）、「基軸は反体制・反権力であり、反帝」を、彼らは解答としている。

そして、「あらゆる差別を許さない階級・民族をつらぬく平等の思想・理念」を主張しているのである。

これは、まさに暴露したところの「資本主義の搾取抑圧」にたい

いるのだ。そこに貫徹しているのは、小ブルジョアジーやおくれた労働者をうけいれやすい、独占・帝国主義への自然発生的階級闘争からはじめ、そのことの延長上に「労働者の解放」を展望する「思想と路線」以外ではない。

いったい、社会党や日本共産党とどこがちがうのか？  
社会党や日本共産党もまた、帝国主義の諸政策に反対して、生活防衛や民主主義的要求をとりあげ、その延長上に「社会主義」を展望しているのだから、「思想と路線」上では基本的に同一であることをしめす。ちがっているのはせいぜい、とりあげる諸課題の内容や闘争形態・手段をめぐってくらいである。

彼らが、社会党・総評「左派」にすりよる一方、日本共産党にたいしても「議会主義」「セクト主義」「スト反対者」といったレベルの批判にとどまっているのは当然といえる。

このような「思想と路線」の質は、実践上・組織上でさらに反動的にあらわれている。

### III

『労働情報』グループのイデオログの一人である清水慎三氏は総評の「組織綱領草案」に言及してつぎのように述べている。

「今継承する問題としたら、第一は生産点からの階級形成、それを起点としての階級的組織展開、地域と産業にたいする下からの組織展開ということだ」（『労働情報』一〇八／一〇九号P一一）

これは、まさに彼らが「継承・発展」させるべきものとしている

する告発に階級闘争の内容を解消することに照応していると同時に、帝国主義との関係で、プロレタリアートの思想を解体するものにはかならない。

なぜか？

独占・帝国主義——金融寡頭支配、それに照応する反動・民族抑圧・併合——に对立しているのはひとりプロレタリアートだけではなく、ひとにぎりの独占に反対する広範な階級・階層である。

今日の「行革」「安保」「核」「改憲」等に反対し、また、差別に反対し、平等を要求してたちあがっているのは、小商品生産者をふくむ広範な労働大衆である。したがって、その隊列には不可避的に小ブルジョアジーの偏見、反動的幻想、欠点と誤謬がもちこまれている。西欧諸国での最近の運動の高揚がしめすように、ある意味では、だからこそ、大衆的なのである。

この中であつて、共産主義者には、あくまでプロレタリアートの独自の階級闘争を別個にとりだし、そのヘゲモンとしての役割を組織することがもめられている。

それは、かかる参加者全体が運動において客観的にはたしている意義（資本への打撃、国際連帯、闘争形態の発展等）を鮮明にすることによって、運動を統一し、方向づけることにある。そして、「差別に反対し、平等を要求すること等は、かかるプロレタリアートの階級闘争に従属させてとりあげることが必要なのである。

これぬきには、いくら「差別反対」といったところで、けつして真の意味では未組織労働者を組織することはできない。

しかるに、彼らはあるがままの運動をそのまま「連合」させることによって、「日本人民の未来をきり開く」ことができるかと考えて

「①……職場・生産点における階級闘争と階級形成……②地域と産別における下からの階級的組織的展開」という点と同一である。

さて、この「生産点における階級闘争と階級形成」と「下からの階級的組織的展開」とはどういうことか？

清水氏はつづけて、「生産点での階級形成という場合、なにをどのようにというふうにお考えですか」という問いに、「生産点での階級形成のテコとして職場闘争を位置づけた」と解答している。

ここでは、階級形成ということが、「生産点」における雇主との関係での政治意識の発展として理解されている。そして、その手段として、雇主との「職場闘争」が位置づけられ、そこから「組織展開」を展望している。つまり、経済闘争のあとに政治闘争をしたがわせようとしており、「過程としての戦術」を考え、経済闘争に政治性を付与することで「組織展開」をおこなうことを主張しているのである。

これが経済主義者のたわごとでなくてなんであろうか。

階級形成とは、労働者階級の意識を真に階級的な意識にかえ、実践的・組織的武装によって支配階級に転化させていくことであり、「党形成」と不可分である。したがって、それは、「職場闘争」をテコとすることによってではなく、また、経済闘争に政治性を付与することによってではなしえない。それはただ、「すべての階級および層と国家および政府との関係の分野、すべての階級の相互関係の分野」をとらえた「全面的政治暴露」を一つの手段としてはじめて可能となるのである。

これにたいし、彼らはあるいは、「党」の戦術・組織問題を述べているのではなく、「組合」のそれであるというかもしれない。そ

して、また、「党」を否定しているわけではなく、まず階級的労働運動をつくり、その中の「党建設」を考えているのだというかも知れない。

事実、さきの彼らの「提言」はこういふ考え方にもとづいている。しかし、それは、経済闘争で政治闘争をとってかえ、「労働組合」で「政党」をとってかえるものにほかならない。なるほど、今日、「労働組合」による経済闘争はプロレタリアートの階級闘争の一構成部分になっている。しかし、この経済闘争は、国籍に左右されないプロレタリアートの利益を首尾一貫して代表する「特定の理想のための特定の党の闘争」と正しく結合することを条件としてのみ、革命的である。すなわち、この結合を条件としてのみ、労働者大衆の状態を永続的に改善し、真の階級的労働運動をつくりだすことができるのである。

この相互関係をつくりあげる闘いのまえに、妨害物としてたちあらわれているのは、ほかでもなく彼ら自身なのである。

この自分の反動的役割を合理化するためにこそ、

「共同の実践をもとにする我々の取り組みは『空中戦』『観念論議』『論と論のぶつかりあい』とあいられない」（『労働情報』一一〇号P一九）

という予防線もちだしているのだ。事実、論争が、根本的・原則的となりそうになるやいなや、この立場もちだして、自己の日和見主義の正当化をはかっている。

この経済主義・日和見主義をわれわれは看過できない。

#### IV

しかし、このことは結局、彼らの「提言」が実を結ばなかったことをしめしているのではないのか。そもそも、かかる「分離」を克服するものとしてこそ、「提言」がだされたのではなかったのか？

いったい、「全国政治闘争組織の形成」や「統一戦線」の提起はどうなったのか？

卒直に「提言」の破産を認め、その総括をやりぬき、そこから「労働者綱領の作成」をよびかけるべきではないか。

すでに、われわれが喝破してきたように、政治基準を曖昧にしたまま運動論（しかも経済主義的な）を先行さず形でだされている「提言」は、運動の前進に照応して「思想と路線」問題に達着さずだけで、「分裂」を増大しこそすれ、その克服はなしえないものだったのである。

「というのも、労働者の団結を『組合』を基礎とする『連合』に求め（からはじめようとして引用者）、その実現・発展を運動論から提起していくことは、その前進に依じて、それぞれの現場・活動領域の違いを立場化する部分との対立を生み出し、拡大せずにはおかないからである」（『火花』第七号P五）

断言してもよいが、「提言」の破産に無自覚なままの「労働者綱領の作成」のよびかけは、一種の乗り移りであり、混乱を深めこそすれ、なにも解決しえないにちがいない。

#### V

さきにあきらかにしたように、「労働者綱領の作成」にあたって

「提言」以降の論争にたいし一定の整理をこころみているのは、『季刊労働運動』第二八号である。ここでは、項目ごとに、それぞれの主張が整理されている。

しかし、その対立がどのような背景・根拠をもって行われているのか、どの路線とどの路線が対立しているのか、それぞれの実践的役割はどこにあるのか、といった根本的・原則的問題についてはな

らあきらかにしていない。

そして、当然、今回の「労働者綱領作成」の提起にあたって、この総括はなされていない。

とすれば、なぜ「労働者綱領」が必要となったのであろうか？

「提言」ではなぜ不十分なのであろうか？

「労働者綱領」を必要とする自分達の欠陥について、つぎのように主張している。

「この間急速に極端となったように労働運動と反原発、労働運動と日韓連帯、労働運動と三里塚闘争、労働運動と部落解放等が肉ばなれを起こして、良心的な組合、幹部、労働者さえから、『彼ら』は『日韓屋さん』『反原発屋さん』『三里塚屋さん』といわれ、切れる傾向がある。一方、安保、核、原発、日韓、三里塚等を労働運動と関係ないとする経済主義、組合主義である」（『労働情報』一〇八／一〇九号P三七）

つまり、労働運動と「安保、核、原発、日韓、三里塚等」の諸課題（における闘い）との分離が、「極端となった」として自分達の欠陥をあきらかにしているのである。

そして、この分離を克服するものとして、「労働者綱領」の作成が主張されている。

の彼らの立場は、総評の「賃金綱領」（五二年）、「組織綱領草案」（五七年）の復権ということらしい。

では、総評労働運動の破産についてはどう認識しているのであるうか？

たしかに、彼らは、うわべでは「総評労働運動」、「民同路線」（あるいは民同左派路線）の破産を確認し、それによってかえる新たな運動・路線の構築を主張している。

しかし、この破産についての自覚はせいぜいつぎのようなものがある。

「『組織綱領草案』を読みますと、資本主義社会の搾取の原型としての職場、職場における階級闘争ということが非常にはっきりしていますね。そのかんじんのことが今抜けちゃってる。それが総評労働運動が空洞化した最大の理由とさえ思える……」（『労働情報』一〇八／一〇九号P一一樋口発言）

これ以外のことは結局みな、組合レベルの運動論的なものでしかない。

しかし、これほど労働者をあなどった意見はない。なぜなら、総評労働運動の破産とは、けっして「賃金綱領」や「組織綱領草案」が「抜けちゃった」からではなく、そのような経済主義者の「綱領」では、労働運動を正しく領導しえなかったからである。

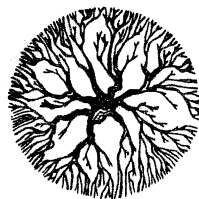
このことに無自覚なまま、彼らはいま、

「労働戦線の右翼的再編に反対する」ということは、しからばいかなるものをつくり出すとしているのか（どだい、労働運動それ自体をめぐって議論することに無理があるのだー引用者）、総



評労働運動の防衛とは、総評の何をどのように守るのが：：  
：：問われている」（同前）  
として、「賃金綱領」「組織綱領草案」の復権を軸に「われわれの  
労働者綱領」の形成を提起しているのである。  
もはや鮮明ではないか。  
彼らの「労働者綱領」のよびかけは、「提言」の破産をより経済  
主義的に純化することによって、とりつくりうものにほかならない。  
ましがいなく、経済主義の沼地へいこうとしている。

しかも、一定の労働者部分をつれて。  
ここには、革命的プロレタリアートとの間に妥協の余地はない。  
これは、このグループに追随している第四インターや赫旗派、戦  
旗（日向）派等との関係においても例外ではない。  
真に革命的に労働者大衆との結合を追求していくには、社共だけ  
でなく、彼らの反動的役割をも暴露することを避けてとおることは  
できない。



「リムバック82」にいとむ自衛隊の現況

I はじめに

国際独占体による再分割戦の激化―国際帝国主義の勢力再編が進展するなかで、日帝は今春の「リムバック82」に参加する予定である。

さきの「リムバック80」で日帝は、国際帝国主義勢力再編の一角を直接に形成しはじめた。今回の参加は、二年あまりにわたって増強・再編されてきた帝国主義軍事能力を実際に検証し、「日・米・韓」反革命軍事同盟をNATO型へ飛躍させる実質的前哨戦となる。

朝鮮―ベトナム両反革命侵略戦争ではたした後方支援的役割から直接の派兵―最前線の形成に転換した日帝軍事の動きは、うたがい

もなく、ポーランドをはじめとする国際階級闘争の巨大なりねりと連動している。このことをふまえて「リムバック82」にいとむ自衛隊の現況を分析する。

II 「リムバック81―日本海版」

としての秋田沖日米共同演習

「リムバック80」は、帝国主義軍隊―自衛隊のたちおくれをしめした。後方支援と派兵―最前線の形成としては、そのもちいられる装備と編成がまったく異なる以上、これは予想されたとおりであった。

たちおくれを克服するためには、「リムバック81」の参加に付随するおおくの雑事を回避して、実地的な軍事能力の構築を開始しなければならなかった。それが、「極東―朝鮮」有事に備えた秋田沖演習をはじめとする一連である。

秋田沖演習の最中、周知のごとく「はえ縄切断事件」が起きた。この事件は、おおくのプロレタリア・人民に、誰のためのへ安保であり、誰をへ防衛するののかという、直截で本質的な疑いをわきおこした。

七八年の栗栖発言を皮切りに、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)が実現されていくなかで、当然にもプロレタリア・人民の窮乏化がすすみ、この数年は絶対的なそれである。こうした現状にあって、「はえ縄切断事件」は、議会主義諸政党にかわされるへ安保―防衛論争の本質を浮きださせ、そればかりではなく、真にプロレタリア・人民の民生を救うためにはどのような闘いが問われるのかを示唆した。

① 秋田沖共同演習は、なにを攻撃し、なにを防衛したのか?

三海峡を封鎖しておこなわれた朝鮮有事演習は、つぎのような日程と訓練課題を設定していた

前期訓練―対潜、水上・連絡訓練

後期訓練―防空、水上打撃・連絡訓練

必要とされる当面の軍事能力を形成するためには、こうした性急な訓練内容が消化されなければならなかった。「はえ縄切断事件」は前期に起り、幾多のはえ縄が切りきざまれた。

地元漁民と、闘う労働者の抗議が巻きおこるなかで、日帝―自衛隊は後期訓練の直前に、ようやく中止を発表した。この中止をもって彼らは、再分割戦の勝利に不可欠な帝国主義軍事力の増強・再編を放棄したのか?

そうではなかった。彼らは、土佐漁民の抗議をふみにじて、後期訓練の課題を六月末の土佐沖訓練で遂行した。無念にも、漁民の闘いは地域毎に分断され、漁民と連帯して闘う労働者の隊列は十分に強くはなかった。

秋田沖共同演習―「リムバック81―日本海版」は、朝鮮のプロレタリア・人民に攻撃の矛先を向け、日帝下プロレタリア・人民をふみにじて強行された。この暴挙をとおして、一握りの日帝・ブルジョアジーと労働貴族層の利益が防衛され、国際帝国主義の利益が防衛された。

② 「はえ縄切断事件」はどのような闘いによって根絶できるか?

事件がおきるやいなや、自民党の一部をふくめた議会主義諸政党の「民生重視」―大合唱がはじまった。では、このきらびやかな響きをもつ「民生重視」は、いかなる階級の民生を重視したのか?

政府・自民党と民社党は、「安保―防衛」問題と分離した「民生重視」をうちだし、社共は「安保破棄―民生保障」を主張した。この一見整った対立構図は、しかしながら、社共が「補償」問題で政府・ブルジョアジーに屈服していった事実が物語るように、実際の本質における対立をはらんではいなかった。

問われているのは、あれこれの個別的な「民生保障」ではない。

独占資本主義即ち帝国主義のもとにあって保障される民生は、帝国主義・ブルジョアジーと一部の労働貴族層の民生であり、一般的に「民生保障」を発行することができるのはサギ師だけである。

したがって、帝国主義のもとにあっては、第二、第三……無数の「はえ縄切断事件」を根絶することができず、根絶するためには国際帝国主義打倒即ちプロレタリア革命政府を闘いとらなくてはならないこと、そして、帝国主義軍隊即ち自衛隊をプロレタリアートの革命の軍隊でとってかえることが必要である。

社会党の「非武装・中立」路線は論外としても、日共（宮本一派）の自主防衛路線は、階級協調即ち連合党の社会排外主義的自主防衛として、「安保放棄」をとらねればとらねるほど、日帝の軍事大国化を推進する左からの力となるのである。

### ■ 「リムバック&」にむけた自衛隊の軍拡

実質上の安保改定したがって、反革命侵略戦争（準備）が急速に進むなかで、日帝・ブルジョアジーは、「自衛戦争、天皇即ち国家元首」を明記した改憲案を公開するに至った。世界第八位の軍事力をもつ帝国主義軍隊即ち自衛隊の軍拡は、帝国主義的「労働統一」を軸とした革命左派の圧殺と解体のうえに公然たる合法認知をうけ、全世界のプロレタリア・人民に直接の攻撃をかけようとしているのである。

「基盤的防衛力構想」即ち「総合安保構想」という周到な色合いを

みせてすすめられた自衛隊の軍拡は、議会主義諸政党の憲法即ち法律論議とは別個に、まさしく現実の国際的帝国主義間市場再分割戦の激化と、それに要求される軍事大国化の要請に沿って進んできた。これを主要な項目からみていこう。

#### ① 国民総動員即ち戦時立法体制にもとづく先取り訓練

昨年四月、「有事法制研究の中間報告」が発表され、従来の地震立法にもとづいた地方レベルの民間動員体制は一変した。昨年八月、災害訓練は一千万人を同時参加せしめ、実質上の国民総動員体制が発足した。

この動きと並んで、徴用等を組み込んだ自衛隊の長駆移動訓練が公然とおこなわれるに至った。さらにまた、観兵、観閲等といった参加形式をもたせて、民間人をまきこんだ治安訓練が多発された。

#### ② 海外派兵と日米共同訓練

七九年八月、防衛庁長官が「韓国、NATO、米帝を初訪問し、国際的な反革命軍事網の一翼を形成する策動は、活発な人的交流として開始された。このことによつて国際的な反革命軍事行動の重要な一つの基盤が固められた。昨年には、ついに「韓国」国軍人の初訪日が発現されるなどしている。

装備面からすれば、中東派兵をもくろんだ長距離輸送機が購入され、侵略領域の拡大に照応して、米帝B52戦略爆撃機との共同演習が設定されている。このように、海外派兵を前提とする日米三軍共

同演習がすすむなかで、極東即ち朝鮮侵略の実戦能力が飛躍的に強化されている。

### ③ 核武装

鳴り物いりの「非核三原則」は、プロレタリア・人民をあざむくためのお題目であることがますますはつきりとなった。七四年のロック証言に続く昨年「ライシャワー発言は、日帝の秘密外交をあばきだした。」

この事実を装備面からみよう。現在の主力兵器、たとえばF16や短SAM等の多くが核装備を前提にしている。購入されるF15・P3Cもまたそうである。使用する核は、横田・岩国をはじめとし、最大の核基地・沖繩に貯蔵されている。

事態は以上の要約のごとくすすんでいる。この点を運用面からみれば、中心に位置するのが「総合統合指揮所」の設置である。

従来の三軍分極傾向は、統幕議長を頂点とした一元的中央集権体制の確立にとつかわらねばならなくなった。昨年七月の対馬海峡封鎖即ち朝鮮侵略演習は、初の三軍共同演習としておこなわれ、それを実現した。自衛隊が三〇年の間「シビリアンコントロール」のもとに抱えてきた桎梏は、実戦の要請によつて一掃された。そして、同年十月、自衛隊は「三軍共通運用原則の改定」をおこなう、帝国

主義軍事運用能力の飛躍的前進を達成した。

このように急速にすすんだ自衛隊の重武装化は、米帝をはじめとする帝国主義諸列強による防衛分担領域の拡大大要請にこたえ、国際独占資本間の力に応じた再分割の現われである。それは、自己の存亡をかけた不可避的路線であり、ときには、今日の対「韓国」援助問題にみられる帝国主義間矛盾を直接に露呈させながらすすんでいる。「リムバック&」への参加は、反革命・侵略戦争のための軍事力の当面する完成をしめし、「日・米・韓」反革命軍事同盟をNATO型へ飛躍させる一方の具現をしめすのである。

### IV むすびにかえて

このような、自衛隊の核武装・海外派兵を射程にいれたアジア・太平洋での共同演習は、まちがいはなく、日帝が国際帝国主義勢力再編（世界支配をめぐる、したがってソ連と対峙しながらの）に、本格的に参加していることをしめしている。プロレタリアートは、この国際帝国主義・日帝を打倒せずして自己を解放していくことはできない。

世界

十二月十五日/▽ポーランド「連帯」ワレサ氏をはじめ多数の逮捕が判明。スト各地で続く。▽レバノン—イラク大使館爆破される。

十二月十六日/▽ポーランド—レーニン造船所占拠闘争、内務省直属の秘密警察隊に解除される。「連帯」のトルチンスキ氏、工場に隠した武器で銃撃戦も辞さずと表明。なおフランス首相、ポーランドの逮捕者四万五千名・死者九名と公式発表。

十二月十七日/▽ポーランド—カトウィツェをはじめ各都市で武装抵抗が拡大(カトウィツェの死者百五十名説も)。▽イタリア—赤い旅団、NATO米帝軍将校を「人民刑務所」へ連行。

十二月十八日/▽ポーランド—東部でポーランド軍の軍服を着たソ連兵の配備、親「連帯」国軍将校四百名の逮捕(オランダ紙)。

十二月十九日/▽ポーランド—デモビト炭鉱の坑道ろり城など二

日本

十二月十五日/▽政府、対中借款六百億円・過去最高で合意。▽大阪高裁、「弁護人抜き」判決は違法として一審を破棄。▽夕張炭鉱が倒産。

十二月十六日/▽最高裁、大阪空港公害訴訟に門前払いの反動判決。▽福井地検、原電教賀・四月放射能漏れ事件を犯意立証できぬとして不起訴。

十二月十七日/▽臨調第一例会、防衛問題の取り組みを示唆。

十二月十八日/▽大阪電通大高労使交渉に大阪府警が介入、教職員逮捕十一名、家宅捜査二三か所。▽米帝軍、日本への核一時もちこみを「通告せず」が一貫した政策と表明。

十二月十九日/▽社会党委員長公選がはじまり、飛鳥田氏当選。

百以上の工場ストが継続、一部兵士がストに参加。▽フィリピン—反政府デモで五名が死亡。

十二月二一日/▽フランス—「連帯」支援ストに三百五十万労働者が参加。

十二月二二日/▽米帝—中国へのコム規制を実質解除。

十二月二三日/▽イギリス—帝国主義列強の対ポーランド債務残高が百六十億ドル、東欧に金融不安拡大(金融筋)。

十二月二四日/▽「韓」国—労働省、第一勸銀労使交渉問題で組合側要求を全面認定。

十二月二六日/▽ポーランド—「連帯」パンフ、炭鉱スト解除はガス・水注入をもちいたと報道。

十二月二八日/▽ポーランド—ピアスト炭鉱スト解除される。各地にサポーターシュが拡大。▽エジプト—スーダン—軍事協定に調印。

十二月二九日/▽米帝—対ソ制裁七項目を発表。

十二月三〇日/▽イタリア—共産党—「社会主義闘争の新局面を開くために」で、まっこうからのソ連批判。

十二月三一日/▽リビア—サウジアラビア—国交回復。▽ガーナ—クーデター。

十二月二〇日/▽佐世保港から、ポーランド介入のため米帝第七艦隊のミッドウェーなどが出港。

十二月二一日/▽第九六通常国会開催。▽防衛庁長官、防衛費のGNP一%超は国防省設置計画と不可分、と表明。▽日米共同訓練、E3A参加のもと沖繩沖で開始。「戦闘機機技訓練」から「侵略演習」への転換に、第二ゲート前で抗議集会がもたれる。

十二月二五日/▽P3C、米国から厚木基地へ配備。▽社会党「飛鳥田推薦委」、飛鳥田グループへ発展解消。

十二月二六日/▽国鉄当局、春闘処分の追加五千五百五名を発表。(既処分は約五万五千名)。▽宮城県「女川原発」の建設差し止めを住民が提訴。

十二月二八日/▽閣議、八二年度予算案を正式決定。防衛費七・七五四兆増、地方警官千五百人増など。

十二月二九日/▽社会党委員長、社会合意路線の継続を確認。

一九八二年

一月二日／▽ポーランド・カトピチェ・ストを指導した「連帯」幹部九名に禁固刑。

一月三日／▽「韓」国―経済再建へ新内閣を組閣。▽イタリヤ―女性政治犯四名が監獄から救出される。

一月四日／▽EC―十か国外相会議、米帝の対ソ制裁に同調せず、しかし米帝の措置効果を減らすことはしない、と発表。

一月五日／▽ポーランド―「連帯」パンフ、指揮官射殺などの軍隊内抵抗運動が増加している、と報道。▽ギリシャ―政府、EC外相会議声明は対ポーランド制裁が厳しすぎるので反対、と表明。

一月六日／▽朝鮮労働党―「ポーランドの事態について」を発表し、戒厳令施行は「CIAの破壊活動」にたいする正当な措置、と声明。▽「韓」国―夜間外出禁止令を三六年四月ぶりに解除。▽ソ連―対ポーランド借款・約三六億ドルを決定。

一月七日／▽ポーランド―「連帯」の「ソルダルノスチ通信」、多数の指導者が地下活動中で「組織は崩壊してゐない」、と報道。▽仏帝―ニカラグアとの武器売却協定に調印。

一月八日／▽ポーランド―軍政当局が治安情勢を発表。スト・一九九件、プエク炭鉱死者九名、重軽傷者二四五名、逮捕・五九〇六名。

一月九日／▽南イエメン―イエメン統合国家の憲法草案に北イエメンも合意した、と発表。

一月十日／▽米帝・中国―対台湾武器輸出・ポーランド問題で会

一九八二年

一月三日／▽文部省、国立大学教授への外国人任用法案を提出する方針と発表。

一月四日／▽「ブライバシー保護研究会」（行管庁の諮問機関）、個人データ保護立法を提言する方針、と明示。

一月五日／▽民社党、八二年度運動方針案の骨格を発表。

一月七日／▽新自由クラブ、四月訪「韓」を正式決定。

一月八日／▽第十八回日米安保協議委員会、三年二か月ぶりに開催。極東―朝鮮侵略研究の拡大を開始。

一月九日／▽政府・防衛庁、極東―朝鮮侵略の戦時法制作成の必要を表明。▽政府、インドネシアへの円借款を前年度なみで決定。

▽民社党書記長、防衛予算の拡大は正当と表明。

談。

一月十一日／▽NATO―十五か国外相会議、「ポーランドの事態に関する宣言」（信用供与の停止、対外借款繰り延べ交渉の中断など）を採択。▽ポーランド・ソ連―外相会議。

一月十二日／▽米帝―核搭載艦ニュージャーシーを太平洋艦隊へ八三年十月に配備すると発表（日本へも寄港する）。

一月十三日／▽西独帝・仏帝―ポーランド問題で首脳会談。▽イギリス―国鉄機関士四八時間ストで二三年ぶりの全面運休。

一月十四日／▽中国―米帝の対台湾武器売却を「あなどること甚し」（『人民日報』）と批判。

一月十一日／▽「三単産連絡会議」（自治労・日教組・全通）発足。▽航空自衛隊、米第七艦隊と共同訓練を開始（三沢沖）。▽法務省、一般外国人の永住許可条件を緩和する法案作成方針と表明（在日五年―実質は六年以上―への移行など）。

一月十二日／▽連合赤軍統一公判・論告求刑、永田・坂口両氏に死刑、植垣氏に無期懲役。

一月十三日／▽防衛庁内局幹部が訪中（幹部は、防衛政策の立案に直接関与している者）。▽広島県警、三月二一日の「反核・平和の祭典」での道路使用を認めず、と発表。

火花 第十号

発行日 一九八二年二月一日

編集発行 火花編集委員会

定価 三〇〇円

火 花 第 10 号

発行日 1982年2月1日

編集発行 火花編集委員会

定 価 300円